示

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第四号の規定によ

り、 道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年三月十日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

	hatis, hatis	第四号	指定番号
	第 第 四 年 二 条	築基準	道路の種類
	月二 十 七 日	平成二十九年二	指定の年月日
区七画地地先まで の四十五街区五画地地先から四十六街区二画地 大四十五街区五画地地先から四十六街区二画地 深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域	内五十四街区二画地地先から十四街区十画地地先まで、五十四街区三画地地先から五十四街区十八画地地先まで、五十四街区三画地地先から五十四まで、十四街区三画地地先から十三街区三画地地先から十三街区三画地地先から十三街区三画地地先から十三街区二画地地先から五十四街区十九画地先まで、十四街区四画地地先から五十四街区十九画地先まで	画整理事	指定に係る道路の位置
十七・二一	三十五・七三	五十七・四〇	(単位メートル) 指 定 に 係 る
六 •	六 · ○	五.	(単位メートル) 指 定 に 係 る

一画内深	街 地 内 深	十 ま 内 深 区	地 内 深
街区二画地地先まで地地先まで、六十一街区一画地地先から六十五十七街区十一画地地先から五十七街区十三五十七街区十一画地地先から五十七街区十三	まで・四街区一画地地先から六十四地地先から六十三街区十一画地地先から六十三街区十一画	十一画地地先まで、六十一街区一画地地先から六十一街区二内六十街区三画地地先から六十街区三画地地先次に六十街区三画地地先次に二画地地先まで、六十一街区一画地地先から六十街区三画地地先まで	地先まで、四十六街区二画地地先から四十六街内四十五街区五画地地先から四十五街区六画地深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域
七十二 - 四八	三十五.	+ • • •	七・〇七
八 · ○	六 · ○	六 •	六 • ○

三画地地先まで	地地先まで、六十街区三画地地先から六十街区	から五十七街区	深谷都市計画事業国済寺土地区画整理事業区域
			十三・八四
			六・〇